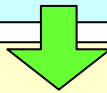


**有害物質使用特定施設の使用を廃止した時は、120日以内に  
土壤汚染対策法に基づく「土壤汚染状況調査」を実施し、  
県知事へ報告する義務が発生します!!**

一定の要件を満たせば、調査の猶予を受けることも可能です。  
⇒猶予を受ける場合は、期限内に忘れず申請してください。



### くわしく解説・・・



調査報告の義務は、土壤汚染対策法(以下、「法」という。)第3条第1項に規定されています。

しかし、法第3条第1項ただし書の規定により、引き続き工場・事業場の敷地として利用する等、一定の要件に該当する場合、知事の確認(ただし書確認)を受けることにより、調査義務が猶予(一時的免除)されます。(法施行規則第16条第2項)

- (1) 引き続き、工場・事業場の敷地として利用される場合
- (2) 小規模な工場・事業場において、工場・事業場の設置者の住居として利用される場合
- (3) 鉱山等の敷地として利用される場合 (※詳しくは、お問い合わせください。)

### ● 猶予を受けるにはどうすればいいの？

「土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書(様式第三)」を  
静岡県西部健康福祉センター環境課(下記)あて提出してください。

※申請書様式、申請書類の作成方法については・・・

「静岡県西部健康福祉センター環境課ホームページ」内、  
「土壤汚染対策法第3条第1項ただし書確認申請書作成マニュアル」  
にて詳しくご案内していますので、参考にしてください。

### <注意!!>

調査報告期限内に、ただし書確認も受けず、調査報告も行わない場合、  
行政処分等を受ける場合があります。



### <本件に関するお問い合わせ先>

静岡県西部健康福祉センター環境課

〒438-8622 磐田市見付3599-4

電話:0538-37-2250

